

# 子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て支援新制度」は、すべての子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。「子ども・子育て支援法」などに基づいて、平成27年度から本格実施が予定されています。今月号では、新制度の概要をお知らせします。

認定の普及を促します！

待機児童を解消します！

地域で子育てを応援します！



## 子ども達の笑顔のために

平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」が制定されました。「子ども・子育て支援新制度」は、この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育の量の拡充質の向上と、地域の子育て支援を進めていくための取り組みです。すべての子ども達が、笑顔で成長していくために、そして、すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために新制度はスタートします。

## 主なポイント

■ 増える教育・保育の場  
小学校就学前の施設として、こ

れまでは幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきました。新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さをあわせ持つ「認定こども園」を普及していきます。認定こども園は、保護者の就労状況にかかわらず、教育と保育を一緒に受けることができるものです。また、0〜2歳児を少数で預かる地域型保育事業を新たに開始し、身近に利用できる保育の場を確保します。

※すべての幼稚園が、新制度に移行するものではありません  
■ 地域の子育て支援の充実  
新制度では、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援します。家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」

## 利用の流れ

など、地域のさまざまな子育て支援を充実していきます。

新制度で幼稚園や保育所などを利用する場合、市から3つの認定区分のいずれかの「認定」を受け、利用する必要があります(表1・表2を参照)。認定区分に応じて、幼稚園や保育所などの利用先が決まっています。そのため、保育所などでの保育を希望する場合は、「保育の必要な事由」に該当することが必要です。

新制度は、27年度から本格的に実施される予定ですが、入園手続きの時期や流れは、これまでと大きな変更はありません。詳細は、今後広報さやまやホームページでご案内します。

(表1)

幼稚園(現行の制度)の利用を希望	① 幼稚園に直接利用の申し込みをします	② 幼稚園から入園の内定を受けます	③ 幼稚園と契約します		
幼稚園(新制度)などの利用を希望	① 幼稚園などに直接利用の申し込みをします ※市が必要に応じて利用を支援します	② 幼稚園などから入園の内定を受けます (定員超過の場合には面接などの選考あり)	③ 幼稚園などとおして利用のための認定を申請します	④ 幼稚園などとおして市から認定証が交付されます (1号認定)	⑤ 幼稚園などと契約します
保育所などの利用を希望	① 市に「保育の必要性」の認定を申請します ※利用希望の申し込み③も同時にできます	② 市から認定証が交付されます (2号認定・3号認定)	③ 保育所などの利用希望の申し込みをします (希望する施設名などを記載)	④ 申請者の希望、保育所などの状況により、市が利用調整します	⑤ 利用先後に決定・契約します

## 新制度の3つの認定区分

(表2)

認定区分	利用先	条件など
1号認定	・幼稚園(新制度) ・認定こども園	・子どもが満3歳以上 ・教育を希望
2号認定	・保育所 ・認定こども園	・子どもが満3歳以上 ・保育所などでの保育を希望 ・「保育の必要な事由」に該当
3号認定	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業	・子どもが満3歳未満 ・保育所などでの保育を希望 ・「保育の必要な事由」に該当

## 保育の必要な事由(※)

▶就労 ▶妊娠、出産 ▶保護者の疾病、障害 ▶同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護 ▶災害復旧活動 ▶求職活動(起業準備を含む) ▶就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む) ▶虐待やDVのおそれがあること ▶育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ▶その他、上記に類する状態として市が認める場合

※同居の親族が子どもを保育できる場合、利用の優先度が調整される場合があります

## 従来どおりです。

【授業料・保育料】  
新制度での授業料・保育料は、保護者の所得に応じて支払額が決まります。授業料・保育料の支払額は、現行の負担水準や保護者の所得に応じ、国が定める基準を上限に市が決定します。ただし、現行の制度を利用する私立幼稚園の授業料は、

## 【支払先】

新制度での契約や支払先は、利用施設によって異なります。認定こども園・私立幼稚園・地域型保育事業を利用する場合は、施設・事業者と契約し、授業料・保育料を支払います。また、公立幼稚園・保育所を利用する場合は、市と契約し、授業料・保育料を支払います。